

重要事項説明書

通所リハビリテーションサービス
(介護予防通所リハビリテーションサービス)

社会福祉法人溪仁会

介護老人保健施設コミュニティホーム美唄

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

施設名	介護老人保健施設コミュニティホーム美唄
開設年月日	平成12年4月14日
所在地	美唄市東5条南7丁目5番1号
電話番号	(0126) 66-2001
FAX番号	(0126) 66-2005
介護保健指定番号	介護老人保健施設(0156180028号)

(2) 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)の目的と運営方針

- ① 当施設では、居宅サービス計画書(介護予防サービス計画書)に基づいて、医学的管理の下におけるリハビリテーション(機能訓練)、看護、介護その他日常的に必要なとされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、ご利用者の身体機能の維持向上を目指すとともに、ご利用者のご家族の身体的および精神的負担の軽減を図り、ご利用者が一日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努めます。
- ② 当施設は、身体拘束を行いません。利用者の生命・身体を保護する目的で実施する場合は、施設医師が心身の状況、緊急やむを得ない理由を診療録に記載します。
- ③ 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者その他保健医療福祉サービス提供者および関係市区町村と綿密な連携を図り、ご利用者が地域において、総合的なサービスの提供を受けることが出来るよう努めます。
- ④ 当施設では、明るく家庭的な雰囲気重視し、ご利用者が「にこやか」で「個性豊か」に過ごすことが出来るよう、サービス提供に努めます。
- ⑤ サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、ご利用者またはご家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導または説明を行うとともに、ご利用者およびご家族の同意を得て実施します。
- ⑥ ご利用者の個人情報の保護は、「溪仁会グループ個人情報保護方針」に則り、当施設が得たご利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外は、原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、ご利用者またはそのご家族の了承を得ることとします。

(3) 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の職員体制

職 種	常 勤	非常勤
医師	1	
看護職	1	1
介護員	13	4
理学療法士	4	
作業療法士	1	
言語聴覚士	1	
管理栄養士	1	
その他事務職員等	実情に応じた必要数	

※兼務職員含む。

(4) 通所リハビリテーション定員（介護予防サービス含む）

・65名

(5) 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の営業日

・月曜日～金曜日（祝日及び12月30日～1月3日を除く）

2. サービス内容

(1) 通所リハビリテーション計画（介護予防通所リハビリテーション計画）の立案

このサービスを提供するにあたっては、ご利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、通所リハビリテーション計画が作成されますが、その際、ご利用者およびご家族の希望を十分に取り入れたものとし、作成後は計画内容について説明し、同意をいただくこととします。

(2) 食事（食事は原則として所定の場でお取りいただきます。）

・昼食 12時00分～

(3) 入浴

※一般浴槽のほか、入浴に介助を要するご利用者には、特別浴槽等で対応します。

(4) 医学的管理・看護

医師・看護職員が常勤していますので、ご利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行います。

(5) 介 護

(6) リハビリテーション（機能訓練）

原則としてリハビリテーション室（機能訓練室）にて行いますが、施設内での全ての活動が、リハビリテーション効果を期待したものです。

(7) 相談援助サービス

通所サービス利用中における様々な問題について相談をお受けします。

(8) 栄養管理、栄養ケア、マネジメント等の栄養状態の管理

心身の状態の維持、改善の基礎となる栄養管理サービスを提供します。

※ これらのサービスの中には、ご利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談下さい。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所にご協力をいただき、ご利用者の状態が、急変した場合には、速やかに対応をお願いするようにしています。

(1) 協力医療機関

- ・名 称 市立美唄病院
- ・住 所 美唄市西2条北1丁目1番1号

(2) 協力歯科医療機関

- ・名 称 宝崎歯科分院
- ・住 所 美唄市西1条北1丁目1番1号

※ 緊急時には、ご利用者およびご家族のご指定先に連絡します。

4. 事故発生時の対応

サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、ご利用者に対し必要な措置を講じる他、施設医師の医学的判断により医療機関での緊急な受診が必要と判断した場合、救急出動要請を行い、医療機関に搬送します。また、施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関または、他の専門的機関での診療を依頼します。当施設は、事故発生の経緯、事故後の対応について指定されたご家族に連絡するとともに、事故の程度により行政機関等必要な機関に報告を行います。

5. 施設利用に当たっての留意事項

利用中の食事について	施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置付けられていますが、同時に、施設はご利用者様の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には、食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。
飲 酒 ・ 喫 煙	飲酒・喫煙はお断りしています。
設備・備品の利用	施設内設備、器具類は本来の用法に従ってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合には、弁償いただくことがあります
所持品・備品等の持ち込み	ハサミ、カッター、果物ナイフ、爪切り、針等の刃物類やライター、マッチ等の火器の持ち込みは一切禁止させていただきます。その他、危険物とみなされる場合も一切禁止いたします。また、紛失事故防止のため、貴重品の持ち込みもご遠慮願います。
禁 止 事 項	施設内での他のご利用者様に対する営利行為、宗教活動および政治活動はご遠慮ください。また、トラブル発生の原因にもなることから施設内で物（金品含む）のやりとりは厳禁とさせていただきます。 また、ご利用者様又はご家族様に対して、当施設の職員が保証人、連帯保証人になることはございませんのであらかじめご了承ください。
ペットの持込み	施設内へのペットの持込みはお断りしています。
カスタマーハラスメント	サービスの利用にあたっては、次の事項を禁止いたします。なお、ハラスメント行為などにより、健全な信頼関係を築くことができないと判断した場合は、サービスの中止や契約を介助する場合があります。 (1) 職員に対する暴言・暴力、嫌がらせ誹謗中傷などの行為。 (2) パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為。 (3) 無断で職員の写真や動画を撮影すること、また、無断で録音などを行うこと。 (4) その他前各号に準ずる行為。

6. 非常災害対策

災害時の対応	別途に定める「介護老人保健施設コミュニティホーム美唄消防計画」に則り対応します。
防災訓練	年2回、夜間および昼間を想定した避難訓練を実施します。
防災設備	スプリンクラー・自動火災報知器・誘導灯・ガス漏れ報知器・防火扉・屋内消火栓・非常通報装置・漏電火災報知器・消火器・防災性カーテンを設置しております。
消防計画等	美唄消防署への届出日 令和元年9月9日 防災管理者 佐々木 淳

7. 介護保険証の確認

ご利用のお申し込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

8. 利用料金

(1) 別紙利用料金表のとおり

(2) 支払い方法

毎月10日までに前月分の請求書を発行し、原則として毎月27日に預金口座からの引落としとなります。お支払い（引き落とし）いただきますと領収書を発行し、翌月の請求書に同封いたします。

なお、口座引き落としの場合も請求書は発行されますのでご承知願います。

9. 通常事業の実施地域

美唄市および送迎可能な近隣市町村

10. 要望および苦情等の相談

当施設は、苦情受け担当者を配置していますので、お気軽にご相談下さい。要望や苦情などは、苦情受け担当者にお申し出いただければ、速やかに対応いたします。

上記の他、当施設内に備え付けております「ご意見箱」をご利用いただくか、管理者に直接お申し出いただくことも出来ます。

【苦情処理の体制と手順および窓口】

苦情を受付した場合は、ご本人・ご家族に詳しい状況を聴取させていただくとともに関係職員からも事実関係を確認した上で、下記のとおり迅速かつ適切に対応させていただきます。

- (1) 苦情受付の内容を「苦情対応記録票」に記載の上、関係職員を召集して苦情内容についての対応策等の協議を行います。
- (2) 協議した結果を苦情を申し出た方へ回答します。
- (3) 解決後、再発防止に役立てるよう当施設にて周知・徹底いたします。

◆当施設における苦情解決責任者および窓口担当（電話 0126-66-2001）

苦情解決責任者：通所リハビリテーション課課長 西島 伸

苦情受付責任者：経営管理部総務担当課長 長澤 哲幸

◆北海道国民健康保険団体連合会苦情受付担当（電話 011-231-5161）

◆当施設内で解決困難な場合は、第三者委員会へ申し出ることとします。

第三者委員担当：奥 田 龍 人 （電話 011-717-6001）

：大 能 文 昭 （電話 011-281-6113）

11. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意しておりますので、ご請求下さい。